

湯河原町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月12日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町条例第10号

湯河原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

湯河原町国民健康保険条例（昭和34年湯河原町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条の6中「65万円」を「66万円」に改める。

第11条の6の12中「24万円」を「26万円」に改める。

第16条の4第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第16条の7第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の湯河原町国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。